



2025年9月19日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 宏樹
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 取締役 CFO 野口 敦司
(TEL. 03-6435-7130 (代表))

臨時株主総会開催日及び付議議案の決定並びに商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年8月8日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示のとおり、2025年9月1日を基準日と定め、同年10月下旬に臨時株主総会を開催予定であることをお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、臨時株主総会開催日及び付議議案並びに商号の変更及び定款の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

2025年7月31日付「(開示事項の変更) 商号の変更及び定款の一部変更の延期に関するお知らせ」にて公表しました通り、同日付で開催した臨時株主総会において、議決権行使書のご提出を含めご出席いただきました株主様の有する議決権の数が当社定款で定める定足数を満たさず、審議を行うことができませんでした。

そのため、2025年8月8日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて公表しました通り、基準日を2025年9月1日と定め、改めて臨時株主総会を開催するものです。

なお、詳細につきましては、株主の皆様にお送り致します「臨時株主総会招集ご通知」をご参照ください。株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://agilemedia.jp/>)に掲載させていただきます。

記

1. 本臨時株主総会の開催日及び場所について

- 日時：2025年10月29日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
- 場所：東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖 UHA 館

味覚糖 UHA 館 TKP 浜松町カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6A

2. 本臨時株主総会の付議議案について

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

3. 第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第1条(商号)の変更

当社は、2007年2月の創業以来、「ファンの“好き”を加速する」をテーマに、クライアント企業の商品や製品・サービスのファンを対象にクチコミ（利用体験の発信・購入の推奨）の活性化や購買の促進を支援する様々なサービスを提供してまいりました。創業後18年を経過し、当社を取り巻くデジタル環境が急速に変化している中で、当社は、これらの変化に柔軟に対応し、競争力を高めるため、主力事業であるアンバサダー事業のみならず、製造販売業や小売業、さらにはエンタメ事業、卸事業、SNS事業、旅行事業、V-toker事業など、事業の多角化を推進しております。

そこで、このように多様な事業を展開していることを踏まえ、現行の商号では表現しきれない企業のビジョンとアイデンティティを明確にすべく、当社の商号を「アジャイルメディア・ネットワーク株式会社」から「CRAVIA（クラヴィア）株式会社」（英文表記：CRAVIA Inc.）に変更したく存じます。

「CRAVIA」は英語の“crave（渴望する）” “create（創造する）” とラテン語の“via（道）”を組み合わせた造語で、「情熱をつなぎ、創造性を未来へ導く」というビジョンを表現したものです。当社は、旧来のメディアネットワーク事業の枠を超え、エンタメ事業、卸事業、SNS事業、などの新領域で、人と人との“共感の熱量”をエネルギー源とし、創造・発信・つながりの循環を生み出す企業でありたいとの想いを込め、「CRAVIA 株式会社」への商号変更を行うものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により2026年1月1日から実施するものとし、商号変更の規定の効力発生をもって、当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) 第20条(選任方法)及び第21条(任期)の変更

役員欠員の補欠に備え、補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の選任に関する規定を新設し、補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役が就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条(商号) 当社は、 <u>アジャイルメディア・ネットワーク株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Agile Media Network Inc.</u> と表示する。	第1条(商号) 当社は、 <u>CRAVIA 株式会社</u> と称し、英文では、 <u>CRAVIA Inc.</u> と表示する。

現行定款	変更案
第2条(目的)～第19条(員数) (省略)	第2条(目的)～第19条(員数) (現行どおり)
第20条(選任方法) 1～3(省略) (新設)	第20条(選任方法) 1～3(現行通り) 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役を選任することができる。
(新設)	5 前項の補欠の監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。
第21条(任期) 1～2(省略)	第21条(任期) 1～2(現行どおり)
3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。	3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の任期の満了する時までとする。
第22条～第40条 (省略)	第22条～第40条 (現行どおり)
(附則の2) (省略)	(附則) (現行どおり)
(新設)	(附則の2) 第1条(商号)の変更は、2026年1月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日経過後にこれを削除する。

3. 定款の一部変更の日程

取締役会決議日	2025年9月19日
臨時株主総会決議日	2025年10月29日(予定)
効力発生日(商号変更以外)	2025年10月29日(予定)
効力発生日(商号変更)	2026年1月1日(予定)

4. 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を1名増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	かねこ ゆうすけ 金子 雄亮 (1995年3月23日) 所有する当社の株式の数 一株	2013年4月	株式会社デントオール 入社
		2014年4月	株式会社BLOOM 入社
		2018年7月	株式会社CocoVita 代表取締役
		2019年7月	株式会社Libeiro 代表取締役
		2022年5月	株式会社アラヴィス 取締役
		2023年3月	MAKE BEAUTURE 株式会社 取締役 (現職)
		2023年5月	インフルエンサーZ株式会社 取締役
		2024年8月	同社 代表取締役 (現職)
		2025年5月	当社 執行役員 (現職)
	■取締役候補者とした理由及び期待される役割 金子氏は、複数の事業会社の取締役、代表取締役を歴任し、事業会社の経営者としての豊富な知見を有しております。特に同氏がこれまでに携わった SNS に関する事業は、当社が推進するデジタル戦略、ファンマーケティング分野との高い親和性を有し、当社の今後の事業展開にその知見を發揮していただけるものと判断したことから、取締役候補者としていたしました。		

5. 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役吉岡剛氏が2025年3月31日付で、同じく監査等委員である取締役小石彩萌氏が2025年7月31日付で辞任し現在は権利義務取締役であることに伴い、その補欠として監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	さくま はるひで 佐久間 玄任 (1970年9月4日) 所有する当社の株式の数 一株	2008年12月	監査法人トーマツ 入所
		2014年8月	佐久間公認会計士事務所 所長
		2017年12月	弁護士法人アディーレ法律事務所 入所
		2019年2月	荒木法律事務所 入所
		2019年7月	国税不服審判所 国税審判官
		2023年8月	財務省関東財務局 金融証券検査官・法務監査官
		2025年2月	弁護士法人SAKURA法律事務所 大阪支店長 (現職)
	■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 佐久間氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士資格及び弁護士資格を有し、監査法人での会計監査及び長きにわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する豊富な知見を持ち、会計及び法律の専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、候補者としていたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2	ほうじょう ようへい 北條 陽平 (1985年4月21日)	2017年2月	M&A 総合法律事務所 入所
		2019年4月	公智法律事務所 入所
		2020年10月	北條法律事務所 設立 (現職)

	所有する当社の 株式の数 一株		
<p>■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>北條氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士登録以来、M&Aをはじめとする企業法務に携わり、専門知識と豊富な知見を有し、法律専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、候補者いたしました。</p>			

6. 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役が就任する順位につきましては、三枝充氏を第1順位、柴野高之氏を第2順位いたします。また、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	さえぐさ みつる 三枝充 (1974年11月25日) 所有する当社の 株式の数 一株	1999年4月 2001年4月 2008年11月 2017年1月 2022年1月	株式会社フロムソフトウェア 入社 厚生労働省 入省 旬報法律事務所 入所 早稲田リーガルcommons法律事務所 入所 Kollect パートナーズ法律事務所 設立(現職)
<p>■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>三枝氏は、弁護士資格を有し、IT関連業務や暗号資産関連業務をはじめとして労務案件や不動産関連から企業法務まで、幅広い専門知識と豊富な知見を持ち、法律専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2	しばの たかゆき 柴野 高之 (1971年8月14日) 所有する当社の 株式の数 一株	1998年4月 2003年1月 2017年1月 2023年4月 2025年3月	堂島法律事務所 入所 堂島法律事務所 パートナー 弁護士法人堂島法律事務所 パートナー(現職) 日鉄興和不動産プライベート投資法人 監督役員(現職) 株式会社HANATOUR JAPAN 監査役(現職)
<p>■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>柴野氏は、過去に、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての経験を有することから、企業法務、M&A、不動産、事業再生及び倒産処理等の幅広い分野での専門知識と豊富な知見を持ち、法律専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者</p>			

	として適任であることから、候補者といたしました。
--	--------------------------

以上